

# 令和5年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 令和5年4月28日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後5時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員(18人)

|         |     |       |     |       |          |
|---------|-----|-------|-----|-------|----------|
| 会 長     | 20番 | 山開博俊  |     |       |          |
| 会長職務代理者 | 19番 | 小森俊夫  |     |       |          |
| 農 業 委 員 | 1番  | 池田つや子 | 2番  | 久保 繁  | 3番 中尾貞治  |
|         | 4番  | 久本純造  | 5番  | 立森和富  | 6番 前田貞松  |
|         | 8番  | 松尾正晴  | 9番  | 長谷川 博 | 10番 山口勇満 |
|         | 11番 | 中島康範  | 12番 | 松本秀徳  | 13番 陣野昭則 |
|         | 14番 | 山口廣三  | 15番 | 澤久 進  | 17番 池田武弘 |
|         | 18番 | 野副栄治  |     |       |          |

4 欠席委員(2人) 7番 中川一範 16番 周防克己

5 付議事件

- 第1号 令和4年度事業報告承認の件
- 第2号 令和5年度事業計画(案)承認の件
- 第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)承認の件
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件
- 第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第6号 農業用施設届出書受理の件

7 そ の 他

## 8 事務局

局長 諸岡昌史      次長 増山義洋      主任 境田正文  
主任 田中順子      事務職員 中山幸一      事務職員 山内 裕

## 9 議 事 (開会)

事務局 長

定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度諫早市農業委員会第1回総会」を開会いたします。皆様ご起立の上、国旗・市旗にご注目ください。

( 掛け声「一同礼」 )

ご着席ください。

本日は、公務ご多用の中、ご来賓として、諫早市長大久保潔重様にご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

また、松落農林水産部長様をはじめ農林水産部幹部職員の皆様にもご出席いただいております。幹部職員につきましては、あともってご紹介いたしたいと思います。

それでは開会にあたり、諫早市農業委員会 会長 山開博俊がご挨拶申し上げます。

会 長

( 会長挨拶 )

事務局 長

続きまして、諫早市長大久保潔重様より、ご挨拶を賜わりたいと存じます。

市 長

( 市長挨拶 )

事務局 長

大久保市長様、有り難うございました。

事務局 長

諫早市農業委員会は、農業委員20名と各担当地域での現場活動を主に行っていただく農地利用最適化推進委員38名の合計58名で構成され、農地法に基づく許可事務、農地等の利用最適化の推進活動を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 長

それではここで、ご来賓の大久保市長様は、公務の都合によりここで退席されます。お忙しい中、誠にありがとうございました。

( 市長退席 )

事務局 長

それではあらためまして、本日ご出席の農林水産部の幹部職員の皆様をご紹介したいと思います。農林水産部の皆様、恐れ入りますが前のほうへお願いいたします。

( 農林水産部幹部紹介 )

事務局 長

有り難うございました。松落部長様をはじめ、農林水産部幹部職員の皆様は、公務のため、ここで退席となります。お忙しい中、ありがとうございました。

( 農林水産部幹部職員退席 )

事務局

総会会場の配置を変更しますので、しばらくお待ちください。

( 会場配置変更 )

事務局

それでは、ただいまより令和5年度諫早市農業委員会第1回総会を始めさせていただきます。それでは、会長挨拶と開会宣言、議事の進行につきまして、山開会長よりお願いいたします。

議 長

これより、令和5年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。

総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川委員、16番・周防委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長

それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長

異議なしということですので、議事録署名人に8番・松尾正晴委員、17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないように願います。

(議案第1号)

それでは、議案第1号「令和4年度 事業報告承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号「令和4年度 事業報告承認の件」を説明いたします。

令和4年度は、農地利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者に利用意向調査、荒廃農地の所有者に非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進しました。さらに、コロナ禍で委員活動が制限されているなか、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など利用の最適化を推進いたしました。また、農業者年金への加入推進活動においては、新規加入者の目標人数10名を達成しております。

項目ごとの活動でございますが、1番の会議の開催は、総会において農地法に基づく各種申請や農用地利用計画変更に伴う審議、農用地利用配分計画に対する回答などを行ないました。また、総会前に地区別協議会を開催し、地元精通した農地利用最適化推進委員の意見を聴取し、審議を行ったところでございます。

2番の農地関係業務は、各種申請書の審査等を行い、適正な事務処理に努めました。また農地利用状況調査で、所有者等の貸付などの意向を確認し、その情報を公社へ提供して、借受け希望者のあっせんをしております。農地の流動化推進については、貸し手・借り手からのあっせん依頼を受け、担い手への権利設定を推進しました。遊休農地の解消については、農地中間管理機構等と連携し、認定農業者等へのマッチングを行いました。

3番の農政関係業務は、4年度の活動計画に基づき実施したところでございます。担い手支援、農業後継者への相談・支援、農業者年金への加入推進、家族経営協定の締結推進、女性農業委員の活動支援等の活動を行っております。広報業務では、農業委員会だよりを年2回発行しており、このほか農業新聞の購読推進も併せておこなっております。

4番の行政機関等への意見書の提出では、頂いた意見を基に運営委員会を開催し、

内容を協議のうえ10月に会長以下6名の委員が参加し、市に対して提出いたしました。

5番の農地賃借料情報提供は、各地区の調査結果をホームページに掲載しております。

最後に6番、委員研修ですが、県農業会議が9月に本市で開催した委員研修会を受講いたしております。また、11月1日から2日にかけて先進地視察研修を、大分県佐伯市農業委員会で行っています。議案第1号について、概略を説明させていただきました。具体的な詳細については、別添資料のとおりでございます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「令和4年度事業計画(案)承認の件」を議題といたします。事業方針(案)、事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案「令和5年度事業方針(案)承認の件」について説明します。

まず4頁の事業方針(案)でございます。現在全国的に新型コロナウイルスの感染は落ち着きを見せており、徐々に以前のような活動ができるようになってきておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻によって、燃料や資材の価格が高騰しており、農業経営に多大な影響を及ぼしております。このような状況ではございますが、今後もより一層農地利用の最適化推進に取り組んでまいりたいと考えております。内容といたしましては、利用状況調査に基づく、遊休農地の所有者等への意向調査や人・農地プランにおいて策定を求められている地域計画に必要な目標地図について、利用の意向等の情報を勘案した素案を作成するため、タブレット端末等を用いて集約していくこととしております。また、農業者の老後の生活安定を図るために、認定農業者などの担い手に対しての農業者年金の加入促進や、行政機関に対する意見書の提出等を、例年同様おこなってまいりたいと考えております。

次に5頁から6頁にかけては令和5年度事業計画(案)でございます。1番、会議の開催については、例年同様でございます。

2番、農地関係業務については、農地法等関係業務、農地利用最適化業務を引き続き行っていきます。特に今年度からは、法定化された人・農地プランで策定が求められている、地域計画に必要な目標地図の原案作成、またそれに必要な地域の農業者及び関係機関との協議への参加など新たな業務がございますので、適切に進めていければと思っております。

3番、農政関係業務については、担い手支援や農業後継者等への相談支援、農業者年金の加入促進、家族経営協定締結の推進等について引き続き行って参ります。

それから4番、行政機関等への意見書の提出ですけれども、今年度は、委員改選があることから、早めに意見の聴取を行い、取りまとめていきたいと考えております。

す。

5 番、農地賃借料情報提供業務については、例年同様、調査後にホームページ等で情報提供をしていきたいと思います。

6 番、委員研修の実施については、昨年度から地区を半数に分けて、視察研修を実施をしており、今年度は残りの地区の委員さんを対象に7月4日5日に実施をしたいと考えております。また、タブレットの端末の操作研修を今後随時行っていく予定でございます。

以上で、議案第2号の概略の説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)承認の件」について説明をいたします。この議案第3号の目標設定等につきましては、昨年度から新たに示されたガイドラインに基づき、作成するものとなっており、「農業委員会としての成果目標」と「農業委員・推進委員が実施する最適化活動の活動目標」を設定しております。それでは7ページをご覧ください。令和5年4月1日現在の農業委員会の体制や農家、農地の概要を記載しております。詳細につきましては、記載の通りでございます。次に8頁から9ページにかけて、最適化活動の成果目標として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの項目ごとに、現状と課題や令和5年度の目標数値をガイドラインに基づき設定しております。

令和5年度の担い手への集積目標につきましては、令和12年度までに、農地の82%を担い手へ集積するという目標がございますので、その達成に向けて、近年の実績等を参考に80haの農地を新規に集積する目標としております。

次に、8ページの中段、遊休農地の解消につきましては、今年度の緑区分の遊休農地は、71.2haでございますが、下段の遊休農地解消の目標として挙げている数字については、一昨年の令和3年度の利用状況調査時点における、緑区分の遊休農地面積を基準といたしまして、5年間かけて解消するという目標設定をすると定められております。また、そのうち、条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難で、かつ、今後、農地として利用の見込みがないものは目標面積から除外することとなっておりますので、令和3年度の緑区分面積であった44.8haから除外する面積の14.1haを除いた30.7ha、その5分の1の約6.1haを今年度に解消するという目標設定としております。また、令和4年度の黄区分の遊休農地は、468.4haでございますが、黄区分につきましては、解消のための工程表を策定するにあたり、県や市、農地バンク等と協議することを目標としております。

次に、9 ページの新規参入の促進に係る目標につきましては、新規参入者に対する農地の貸付等について、農地所有者の同意を得た面積を 27.9ha とするものでございます。この数値は、令和元年から令和3年度の権利移動面積、これは農地バンクへの貸付を除くものですが、この面積の3か年平均の数字の1割を設定しております。

最後に、9 ページ中段以降に「最適化活動の活動目標」を記載しております。最適化活動の目標日数は、月10日と設定しております。この数字につきましては、令和3年12月に開催されました全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ事項で決められた数字でございます。

次の、活動強化月間の目標設定は、年に3回設定することとしております。記載のとおり5月と11月は基盤強化法による貸借期間満了となる農地について、農地バンクを通じた貸借へ誘導をすることとしており、12月につきましては利用状況調査の対象者に対して回答を促す月にしたいと考えております。

最後の、新規参入相談会への参加目標は、委員が1名以上参加することを、目標として設定することとされておりますので、長崎県農業法人協会と長崎県農業会議が主催する相談会へ年1回参加するという目標にしております。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長 議案第3号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は承認することに決定いたします。

(議案第4号) 次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、赤崎町の農地7筆、3,788㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,576.38㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

2番、多良見地区、多良見町西園の農地4筆、計2,536㎡について、農業経営規模拡大のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,441㎡です。管理機や軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

3番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、計3,587㎡について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借(10年)で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は31,728.31㎡です。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約15年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約1

0分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、計686㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は14,365㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約17年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

以上で、議案第4号の説明をおわります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

続きまして、3番の農地を補足説明いたします。権利取得後は、貸借する農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺農地に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番と3番の多良見地区の委員さんの説明がおわりましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

- 議 長 次に、4番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- (議案第5号) 事務局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明いたします。
- 1番飯盛地区、飯盛町開の田4筆 計706㎡、このうち通路部分を除く有効利用面積が437㎡について、住宅用地（一般住宅）とする申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、建物は木造平屋建ての住宅を建設いたします。雨水については自然流下で水路に放流し、また、申請地の東側にリ字溝を設置し、隣接する農地へ雨水等の流出がないようにいたします。汚水等については合併浄化槽を設置し、水路へ放流いたします。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については残高証明書で確認をしております。
- 2番高来地区、高来町法川の畑1筆 534㎡について、このうち法面部分を除く有効利用面積334㎡について、資材置場用地とする転用の申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建築業を営んでおり、主に木材等の資材置場として利用するものです。申請地については、現状のまま利用し、雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については通帳の写しで確認をしております。
- 以上、議案第5号の説明とさせていただきます。
- 議 長 議案第5号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・高来地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第6号) 事務局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」をご説明いたします。

1番小栗地区、土師野尾町の田1筆1,261㎡の農地について、駐車場用地(15台分)とする転用の申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。譲受人ですが、運送業を営んでおり、現在、駐車場が県道拡幅工事により収用されることから、その代替地として転用申請を行うものです。土地は現状のまま利用し、雨水については自然流下とします。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については既に支払い済となっております。

2番有喜地区、有喜町の田1筆2,071㎡について、資材置場用地とする転用の申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、有喜出張所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。本件ですが、申請者の事業規模拡大により新たに資材置場を整備するものです。申請地については、造成はなく整地程度、碎石舗装を行います。雨水については自然流下で水路へ放流するものです。汚水については発生いたしません。隣接農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については残高証明書で確認しております。

3番多良見地区、多良見町化屋の畑1筆298㎡について、農業用施設とする転用の申請です。契約内容は使用貸借権設定の10ヵ月、となっております、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、新幹線敷設工事に伴う水不足を解消する渇水対策のための貯水施設を建設するものです。土地は現状のまま利用し、周囲には車止めを設置します。雨水は自然流下とし、隣接する農地はなく、資金については設計

積算書で確認をしております。

4番飯盛地区、飯盛町野中の畑1筆 354㎡と、併用地として同1036番7の宅地144.43㎡の合計498.43㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用の申請です。契約内容は使用貸借権設定の永久、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地の造成は無く、木造平屋建ての住宅を建築します。雨水については側溝へ、污水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明書で確認をしております。

5番飯盛地区、飯盛町里の田1筆434㎡について、住宅用地とする申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等がある農地ですので第3種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するものです。造成については、盛土を最高0.9m、切土を最高1.8m施し擁壁を設け土砂等の流出が無いようにいたします。隣接する農地は無く、資金については融資証明書で確認をしております。

6番高来町神津倉の田1筆664㎡（法面等を除く有効利用面積549.97㎡）について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に接していますので第1種農地に該当しますが、既存の集落に接続するため、不許可の例外に該当します。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成は行わず現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ、污水等については公共下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については融資証明書で確認をしております。

7番本件については、令和5年3月総会で再審議していただき審議保留となった件となります。森山地区、森山町下井牟田の田1筆1,496㎡について、特定建築条件付土地（6区画）とする転用の申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可となりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当しております。先月の審議保留の内容についてですが、「污水・生活雑排水及び雨水の放流に関して、放流先の水利権者の同意が得られていないため、再度、放流先の水利権者及び周辺営農者等との協議を行なった上での判断が必要という意見があったためです。これを受けまして、4月5日水曜日に申請者と面談をいたしました。申請者の考えとしましては、以前からの地元と協議し、污水处理についても方法も変更し提案してきましたが排水同意が得られておりません。また、以前からの交渉の中で申請者から営農者へ直接説明する旨の申し入れをしてきたが、自治会から説明するので不要と言われたことなどから、これ以上の面談を設けることは不

可能と考えるとのことでした。また、同じ日に、水利権者である下井牟田自治会長に連絡し、3月の農業委員会総会の内容を伝え、面談を申し入れましたが、これまでも何回も地元での会合も行った結果が反対であるとのことでした。このことから、両者とも面談の意思がありませんでしたので、同意書を添付できない理由書により審議をお願いするものです。また、営農についても心配の声がありました件については、土地購入時の重要事項説明書により、周辺農地が農業振興地域内の農用地であることから、地元の営農に理解をもって対処するよう記載されておりますが、さらに許可条件として、営農に支障をきたすと思われる場合には、誠意をもって対応することを追加してはと考えております。

以上のことから、再審議をお願いするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第6号の説明がありましたので、1番諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番について説明をいたします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番有喜地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番多良見地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次、4番と5番・飯盛地区の委員さん補足説明をお願いします。  
委 員 4番と5番の説明をいたします。まず4番です。担当地区の推進委員と現地調査  
を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判  
断して適正あると思われます。よろしくお願いします。次5番です。担当地区の推  
進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防  
除計画書等から判断して適正であると思われます。よろしくお願いします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議あ  
りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いた  
します。

議 長 次に、6番・高来地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番の説明をいたします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で  
協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思  
われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次、7番は、前回の総会時の保留分でございます。7番について、何かご質問は  
ありませんか。

委 員 この案件については、先月の保留ですけれども、その前、1年ほど前にですね、  
もう審議がなされたものと記憶しております。ただ、この案件につきましては、保  
留になったとおり、地域との同意がスムーズにとれていないというのが、農業委員  
会としても一番大きな問題になっていたかと。

ただ、現状を見ましても、1メートルの高さにかさ上げがなされてると、そして、  
地目が、現状「田」であると、ただ、農振地域からは除外されてる経緯がある。そし  
て、隣接してる農地との協議書も添付されてるということが明記されておりますの  
で、不許可にする理由が見当たらない。そして雨水等を水路に流すということは、  
これは当然どこでもあつてることですし、雑排水等は、浄化槽もしくは下水道に接  
続かどちらかということは、私は記憶しておりませんが、するということが  
明記されています。ですから、地元との協議がなされて、地元から、問題ありませ

ん、という回答が出されていないことは非常に気になりますけれども、いつまでもですね、これを審議を保留で置いておくことはできないと思います。私個人としては、不許可の理由が見当たらないということですね、許可相当という判断もやむを得ず、下さざるを得ないのかなという意見を持っております。

議 長 7 番について、他に何かご異議はありませんか。

委 員 この件について先ほどからあつてますように、私が一番懸念するのがですね、農業振興地域の周辺であるということと、それから、農業に、ご苦勞をされてる地域ではなかろうかという風にも考えております。その中で、地元自体が、長年、双方の同意がなされていないという風なことが果たして、この農業委員会の採決の議題として、本当に大事なのか、この委員会の権限なり、考え方に禍根を残さないようなやり方をもう少し考える必要があるんじゃないかと私は思います。ですから、理由がないということも確かにございますけども、農業委員会として、そんなところの判断をされるということが、果たしていいものなのか、私はそれが懸念されますので、私の意見としては、ちょっと疑問を感じているというところです。

議 長 他にご意見あれば、

委 員 今、委員から出た意見というのが、ここにおられる農業委員、推進委員の本音だと思います。ただ、不許可ということをごのまま押すということもなかなか難しいというようなことがあると思います。ですから、そこが条件付きの分譲になったとしてもですよ、やはり農業地帯なんで、例えばヘリ防除であるとか、例えば農作業の騒音であるとか、そういうことについてですね、新しく入って来られた住民の方と、隣接する農地の方とトラブルにならないような説明等を重々していただいて、この事業を、もし許可という形になればですね、進めていただくということをお約束をしていただきたいと思います。

委 員 私たち農業委員はですね、公平公正な審議をしなくてはいけないということで、感情をなかに入れてしまったらいけないということがあります。現状では、厳正で公正な農業委員会の審議を通していただければなと思います。

議 長 他にご意見がないようでしたら、7 番を申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7 番は、申請どおり許可することに決定をいたします。

議 長 次に、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件を議題と(議案第 7 号) いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 ご説明いたします。1 番から 4 番は借受人が同一の案件です。1 番、小野地区、小野島町の農地 2 筆、1, 9 3 5 m<sup>2</sup>、2 番、小野地区、小野町の農地 1 筆、1, 4 1 0 m<sup>2</sup>、3 番、小野地区、小野町の農地 1 筆 3, 8 4 5 m<sup>2</sup>、4 番、小野地区、小野島町の農地 2 筆、2, 4 2 3 m<sup>2</sup>、計 7 筆 9, 6 1 3 m<sup>2</sup>について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借 1 0 年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。5 番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地 2 筆、9 7 9 m<sup>2</sup>について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借 2 0 年で借り入れる新規の申出です。申出人は、

みかんの生産を主体に経営されています。6番、小野地区、赤崎町の農地2筆、894㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。以上、1番から6番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で、議案第7号の説明をおわります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から5番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の議案第7号6番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。  
(12番委員退席)

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は申出どおり許可することに決定いたします。  
12番委員の入場を求めます。  
(12番委員・入場 → 着席)

議 長 続きまして、関連がありますので、議案第7号の7番から21番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 ご説明いたします。議案第7号の7番、小野地区長野町、小野島町、川内町の農地7筆、計14,680㎡を、議案第8号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されております。今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用につながります。議案第7号の8番、小野地区赤崎町の農地6筆、計5,528㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されております。今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大につながります。議案第7号の9番、小野地区赤崎町の農地1筆、2,870㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、の生産を主体に経営されております。今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大につながります。

議案第7号の10番、小野地区小野島町の農地4筆、9,061㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦、玉ねぎ、アスパラの生産を主体に経営されております。今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大につながります。

議案第7号の11番、小野地区川内町の農地1筆、3,793㎡を、議案第8号の5番に賃貸借15年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリの生産を主体に経営する計画です。今回、権利の設定を受けることにより新規の就農に繋がります。

議案第7号の12番、長田地区中田町の農地1筆、1,511㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されております。今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の13番、森山地区森山町唐比西の農地2筆、1,931㎡を、議案第8号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、メロン、キュウリの生産を主体に経営する計画です。今回、権利の設定を受けることにより新規の就農に繋がります。

14番から18番は借受人が同一の案件です。

議案第7号の

14番、高来地区高来町下与の農地2筆、4,842㎡

15番、高来地区高来町下与の農地3筆、2,920㎡

16番、高来地区高来町下与の農地2筆、2,751㎡

17番、高来地区高来町船津の農地1筆、1,254㎡

18番、長田地区猿崎町の農地1筆、1,212㎡ 計12,979㎡を、

議案第8号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、キャベツの生産を主体に経営されており今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

19番から21番は借受人が同一の案件です。

議案第7号の

19番、小長井地区小長井町井崎の農地1筆、2,640㎡

20番、小長井地区小長井町井崎の農地3筆、4,461㎡

21番、小長井地区小長井町井崎の農地1筆、2,221㎡ 計9,322㎡を、

議案第8号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営する計画です。今回、権利の設定を受けることにより農業経営規を行うことに繋がります。続きまして、議案第8号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明いたします。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区福田町、長田地区小豆崎町の農地5筆、8,161㎡について、議案第8号の10番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、菊、ゴーヤの生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年6か月となっています。

以上 第7号議案の7番から21番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たし

ています。

また、第8号議案の1番から10番までの農用地利用集積促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で議案第7号及び8号の説明をおわります。

議 長 議案第7号の7番から21番、議案第8号の1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の7番から21番を申出どおり許可し、議案第8号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の7番から21番を申出どおり許可し、議案第8号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。小栗地区から1件、小野地区から2件、多良見地区から3件合計6件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から2件、長田地区から1件、合計3件の通知が出ています。

解約理由としましては、小野地区の2件が耕作者を変更するため、長田地区の1件が自己耕作を再開するためとなっております。

続きまして、報告第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件につきましてご報告いたします。

1番 真津山地区貝津町の畑4筆419㎡を住宅用地とする届出です。

2番 真津山地区貝津町の畑2筆94㎡を住宅用地とする届出です。

3番 真津山地区貝津町の畑3筆755㎡を住宅用地とする届出です。

4番 同じく真津山地区貝津町の畑1筆238㎡を住宅用地とする届出です。

5番 同じく真津山地区貝津町の畑1筆161㎡を住宅用地とする届出です。

6番 多良見地区多良見町木床の畑1筆204㎡を住宅用地とする届出です。

続きまして、報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件につきましてご報告いたします。

1番 諫早地区福田町の畑1筆655㎡を住宅用地にする売買の届出です。

2番 諫早地区金谷町の畑1筆459㎡を宅地造成とする売買の届出です。

3番 諫早地区栄田町の畑6筆958㎡を住宅用地（分譲宅地3区画）にする売買の届出です。

4番 諫早地区栄田町の畑1筆231㎡を境内地にする寄付の届出です。

5番 諫早地区栄田町の畑1筆972㎡を住宅用地（共同住宅）にする売買の届出です。

6番 小栗地区驚崎町の畑1筆89㎡を住宅用地にする売買の届出です。

7番 真津山地区貝津町の田3筆166.88㎡を駐車場用地としていた届出です  
8番 多良見地区多良見町木床の畑2筆789㎡を住宅用地にする使用貸借権設定の届出です。

続きまして、報告第5号 農地改良等届書受理の件についてご報告いたします。

1番 小野地区川内町の田1筆613㎡について、田畑転換を行い、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。工事後は、玉ねぎなどを作付する計画となっております。以上で報告をおわります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

|       |                        |      |
|-------|------------------------|------|
| 議案第1号 | 令和4年度事業報告              | 1件。  |
| 議案第2号 | 令和5年度事業計画(案)           | 1件。  |
| 議案第3号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)   | 1件。  |
| 議案第4号 | 農地法第3条許可               | 4件。  |
| 議案第5号 | 農地法第4条許可               | 2件。  |
| 議案第6号 | 農地法第5条許可               | 7件。  |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定    | 21件。 |
| 議案第8号 | 農地中間理事業に係る農用地利用集積等促進計画 | 10件。 |

以上、審議件数は、全部で47件 でした。

議長 それでは次に、その他の項目でございますが、令和4年度農業委員会互助会決算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (収支決算の説明)

議長 続きまして、監事さんより監査報告をお願いします。

監事 (監査報告)

議長 令和4年度農業委員会互助会決算につきまして、報告がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、令和4年度農業委員会互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、令和4年度農業委員会互助会決算については、承認

することに決定いたします。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事 務 局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_